

障害者差別の解消を推進する取組について

1 平成30年度

(1) 「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」の制定

(2) 普及啓発

- ア 東京都障害者差別解消法ハンドブックの改定（2万部）
- イ 東京都障害者差別解消条例リーフレットの作成（8万4千部）
- ウ 障害者差別解消条例普及啓発パンプレットの作成（4万5千部）
- エ 障害者差別解消に係る障害者団体向け説明会の開催
- オ 障害者差別解消に係る事業者向け説明会の開催
- カ 都民向けシンポジウムの開催
- キ 出前研修の実施
- ク 障害者理解促進のための特設サイト「ハートシティ東京」の改修

(3) 東京都障害者差別解消支援地域協議会の開催（年2回）

障害者差別に係る事例共有、関係機関の連携推進等により、障害を理由とする差別を解消するための取組を行う。

(4) 区市町村との連携

- ア 障害者権利擁護区市町村連絡会の開催
都内を10ブロックに分け、都及び区市町村の担当者を構成員とし、
情報共有、意見交換等を行う。
- イ 区市町村向け研修の実施

(5) 都職員等への研修

- ア 職員向けeラーニングの実施
- イ 職員向け説明会の開催
- ウ 各局担当者向け説明会の開催
- エ 管理職向け研修の実施
- オ 東京都監理団体向け説明会の開催

2 令和元年度

(1) 普及啓発

ア 事業者向け障害及び障害者理解研修事業の実施

障害当事者を講師として招き、障害者との対話を通して事業者の障害及び障害者への理解促進を図る。都内を10ブロック程度に分割し、ブロックごとに地域に密着した形で開催。

イ 普及啓発動画の改修

ウ 都民及び事業者向け説明会の開催

エ インターネット都政モニターアンケートの実施

(2) 東京都障害者差別解消支援地域協議会の開催（年2回）

(3) 区市町村との連携

ア 障害者権利擁護区市町村連絡会の開催

イ 区市町村向け研修の実施

(4) 都職員等への研修

ア 職員向けeラーニングの実施

イ 職員・東京都監理団体向け説明会の開催

ウ 管理職向け研修の実施

3 令和2年度（予定）

(1) 普及啓発

ア 相談事例集の作成

イ 事業者向け障害及び障害者理解研修事業の実施

ウ 都民及び事業者向け説明会の開催

(2) 東京都障害者差別解消支援地域協議会の開催（年2回）

(3) 区市町村との連携

ア 差別解消支援地域協議会活動促進事業の実施

身近な地域において、子供の頃から障害に関する知識・理解を深められるよう、区市町村が設置する障害者差別解消支援地域協議会における取組を支援する。

イ 障害者権利擁護区市町村連絡会の開催

ウ 区市町村向け研修の実施

(4) 都職員等への研修

ア 新規採用職員向け研修の実施

イ 職員向けeラーニングの実施

ウ 職員・東京都監理団体向け説明会の開催

エ 管理職向け研修の実施